

文教委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（3）「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」素案について

資料1 「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」素案 概要

資料2 「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」素案

資料3 「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」素案に対する意見募集（パブリックコメント）

こども未来局

（平成30年1月18日）

1 計画の策定にあたって(第1章)

1 策定の背景・趣旨

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化中、少子化対策や次代を担う子ども・若者への育成支援は、国全体で取り組むべき課題であり、本市でも「川崎市子どもの未来応援プラン」や「川崎市子ども・若者ビジョン」を策定するとともに、「川崎市子どもを虐待から守る条例」の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するため、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を定め、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、取組の強化・充実に努めてきました。

3つの分野別計画は策定年度や制定経過等が異なるものの、平成29(2017)年度が各計画の終了年等の節目となり、年度評価・総括評価等を踏まえた中間的な見直しや次期計画への改定について検討作業を進めてきました。

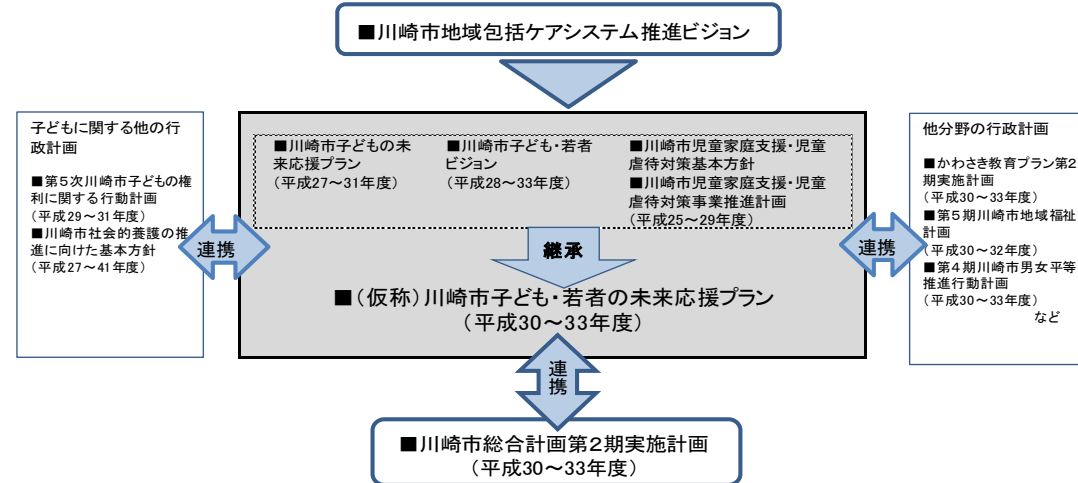
視点

- ①市民にとってより分かりやすい計画とする
- ②福祉・教育・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援の効果的な推進を図る
- ③計画の効率的な進行管理を行う

事業等が重複する状況の解消と、子ども・若者及び子育て支援を総合的に推進していくため、3つの計画を一体化

2 計画の位置づけ

「川崎市子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の基本的な考え方等を継承し、一体化した計画として策定します。



3 計画の期間

- 平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4年間とします。
- 第6章については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた次期計画期間が、平成32(2020)～36(2024)年度となることから、平成31(2019)年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

2 子ども・若者や子育てを取り巻く状況(第2章)

- 若年世代が転入超過となっており、年少人口(0歳～14歳)については平成42(2030)年の20.2万人をピークとして、その後減少に転じると推計しています。
- 女性の労働力率は上昇しており、大都市(20政令指定都市及び東京都区部)の中では東京都区部に次いで2番目に高い割合となっています。
- 川崎市子育てに関するアンケートにおいて、子育てする上で今後拡充してほしいものとして、「認可保育所等の一時保育」(28.9%)、「地域子育て支援センター」(25.2%)、「幼稚園の一時預かり」(21.6%)となっています。
- 本市の児童虐待相談・通告件数は年々増加しており、そのうち心理的虐待が全体の58%を占めています。
- 国における子どもの貧困率は、平成27(2015)年で13.9%となっており、約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

3 計画の基本的な考え方(第3章)

1 基本理念

未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。

2 基本的な視点

視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性と展開

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

《構成する施策》

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 子育てを社会全体で支える取組の推進 | 2. 子どものすこやかな成長の促進 |
| 3. 学校・家庭・地域における教育力の向上 | 4. 子育てしやすい居住環境づくり |

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

《構成する施策》

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 5. 質の高い保育・幼児教育の推進 | 6. 子どもの「生きる力」を育む教育の推進 |
|-------------------|-----------------------|

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

《構成する施策》

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 7. 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり | 8. 子ども・若者の社会的自立に向けた支援 |
| 9. 障害福祉サービスの充実 | |

「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案) 概要

4 計画の推進に向けた施策の展開(第4章)

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実 《4施策31事務事業》

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化中、子ども・若者の育成や子育て支援については、乳幼児期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業
	(2)人権オンブズパーソン運営事業		(2)区における教育支援推進事業
	(3)男女平等推進事業		(3)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
	(4)地域子育て支援事業		(4)教職員研修事業
	(5)小児医療費助成事業		(5)家庭教育支援事業
	(6)児童手当支給事業		(6)地域における教育活動の推進事業
	(7)児童福祉施設等の指導・監査		(7)地域の寺子屋事業
2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業
	(2)母子保健指導・相談事業		(2)高齢者等に適した住宅供給推進事業
	(3)救急医療体制確保対策事業		(3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業
	(4)青少年活動推進事業		(4)市営住宅等管理事業
	(5)こども文化センター運営事業		(5)魅力的な公園整備事業
	(6)わくわくプラザ事業		(6)公園施設長寿命化事業
	(7)青少年教育施設の管理運営事業		(7)防犯対策事業
	(8)いこいの家・いきいきセンターの運営		(8)商店街課題対応事業
	(9)自治推進事業		

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実 《2施策25事務事業》

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるよう質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に向けて必要となる能力・態度を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育む取組を推進します。

5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(5)健康教育推進事業
	(2)認可保育所整備事業		(6)健康給食推進事業
	(3)民間保育所運営事業		(7)教育の情報化推進事業
	(4)公立保育所運営事業		(8)魅力ある高校教育の推進事業
	(5)認可外保育施設支援事業		(9)学校教育活動支援事業
	(6)幼児教育推進事業		(10)特別支援教育推進事業
	(7)保育士確保対策事業		(11)共生・共有推進事業
	(8)保育料対策事業		(12)児童生徒支援・相談事業
6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業		(13)教育機会確保推進事業
	(2)きめ細やかな指導推進事業		(14)海外帰国・外国人児童生徒相談事業
	(3)人権尊重教育推進事業		(15)就学等支援事業
	(4)多文化共生教育推進事業		(16)学校安全推進事業
			(17)交通安全推進事業

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実 《3施策 26事務事業》

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

また、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所等の関係機関などにおける総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

さらに、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

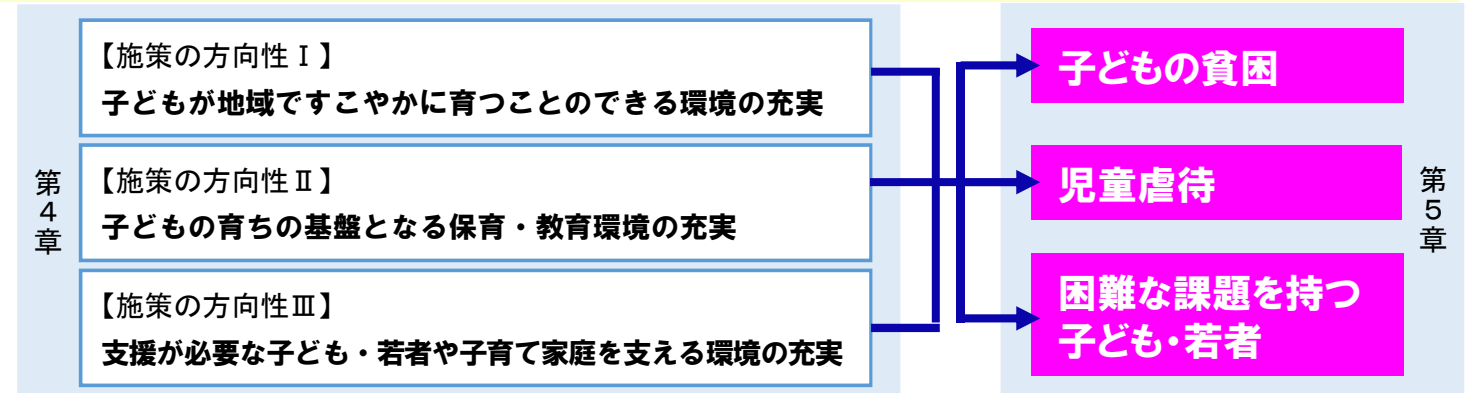
7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業
	(2)児童相談所運営事業		(2)生活保護業務
	(3)里親制度推進事業		(3)生活困窮者自立支援事業
	(4)児童養護施設等運営事業		(4)雇用労働対策・就業支援事業
	(5)ひとり親家庭の生活支援事業		(5)民生委員児童委員活動育成等事業
	(6)女性保護事業		(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業
	(7)子ども・若者支援推進事業		(7)更生保護事業
	(8)小児ぜん息患者医療費支給事業		(8)障害者就労支援事業
	(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業		(9)障害者社会参加促進事業
	(10)母子父子寡婦福祉資金貸付事業		(10)社会的ひきこもり対策事業
9 障害福祉サービスの充実	(11)災害遺児等援護事業	9 障害福祉サービスの充実	(1)精神保健事業
			(1)障害者日常生活支援事業
			(2)障害児施設事業
			(3)発達障害児・者支援体制整備事業
		(4)地域療育センターの運営	

5 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応(第5章)

3つの課題から捉えた子ども・若者への対応

第4章では、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を市総合計画第2期実施計画と整合性を図りながら、効果的・効率的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づき、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる具体的な事業や計画期間中の主な取組を位置づけました。

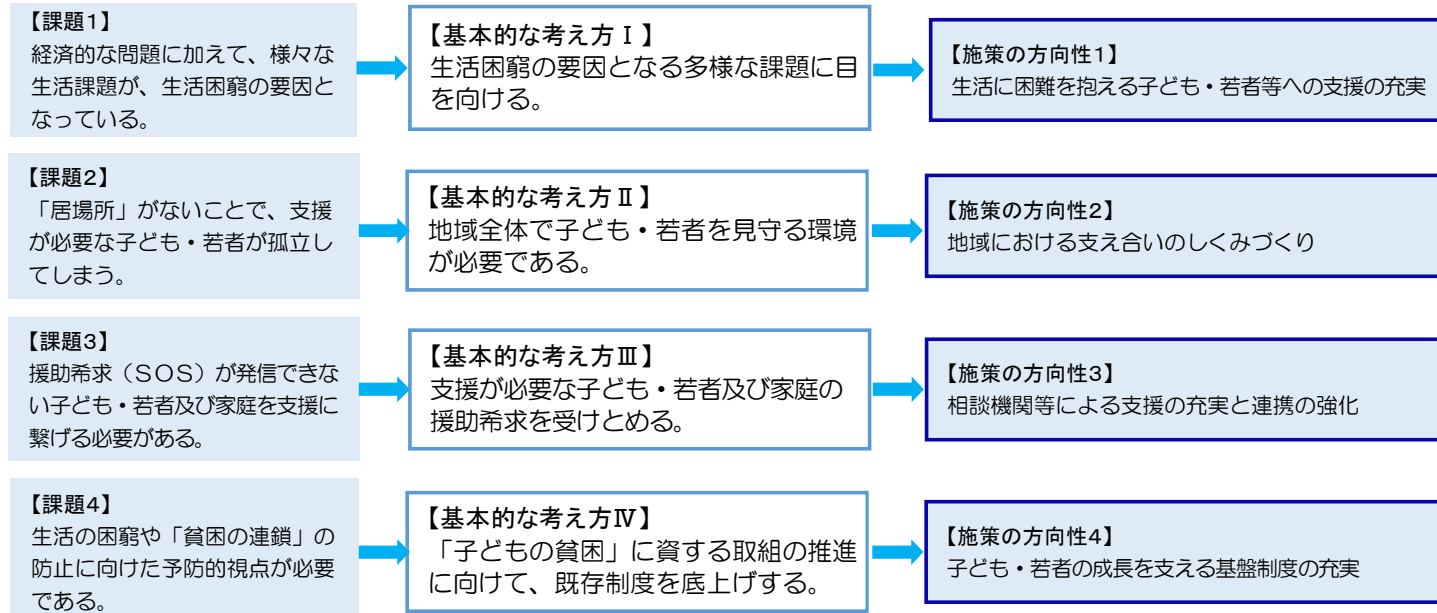
第5章では、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を持つ子ども・若者」の3つの社会的な課題をそれぞれの角度から横断的に捉え、各課題ごとの対応について、施策の方向性や推進項目を示すことにより、第4章と合わせて施策を総合的に推進します。



「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案) 概要

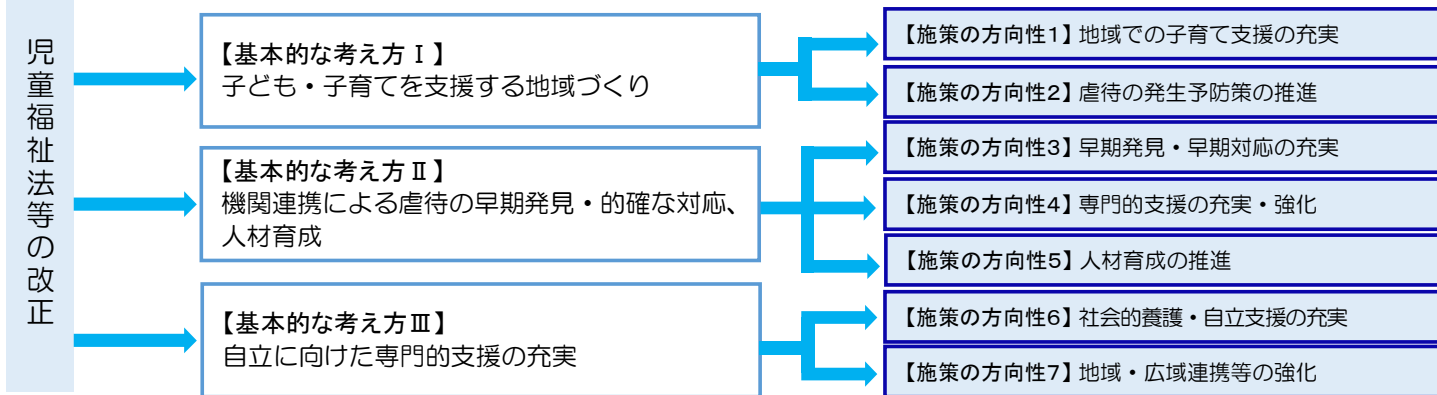
子どもの貧困対策の推進

市内の子ども・若者の生活実態等を調査し、子ども・若者の貧困の実態を分析してまとめた、「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき展開する施策について示します。



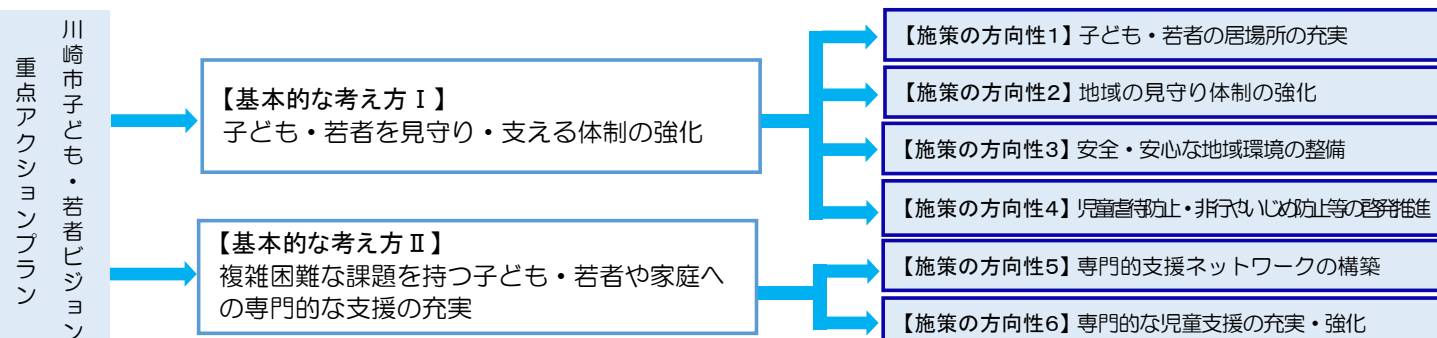
児童家庭支援・児童虐待対策の推進

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び同方針に基づき策定した「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」に関して、児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待の発生予防、児童虐待への迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援等を適切に推進することができるよう整理した施策について示します。



困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

「川崎市子ども・若者ビジョン」に位置づけていた、「重点アクションプラン」を継承する施策について示します。



6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (川崎市子ども・子育て支援事業計画)(第6章)

1 「量の見込みと確保方策」について

平成27(2015)年度からの5年を1期とする「川崎市子ども・子育て支援事業計画」について、平成29(2017)年度に中間評価を実施し、その結果を踏まえて平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの量の見込みと確保方策を定めます。また、平成31(2019)年度中には、国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 就学前児童の将来人口推計について

「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成29(2017)年5月)及び過去の就学前児童数実績を踏まえ、各歳児の年度当初(4月1日)時点での就学前推計児童数を算出しました。

〈各認定区分に該当する年齢別の推計児童数〉

単位：人

	3～5歳 (1号または2号認定に該当)	0歳 (3号認定に該当)	1～2歳 (3号認定に該当)	合計
H29.4(実績)	39,528	13,984	28,278	81,790
H30.4	39,572	14,394	28,233	82,199
H31.4	39,853	14,497	28,437	82,787
H32.4	40,138	14,606	28,645	83,389
H33.4	39,894	14,527	28,480	82,901
H34.4	39,653	14,450	28,318	82,421

3 教育・保育の量の見込み及び主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

①教育・保育〈各認定区分〉の量の見込み(4月1日時点)

単位：人

	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳	小計	合計
H30.4	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075
H31.4	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680
H32.4	18,454	19,702	3,960	16,287	20,247	58,403
H33.4	17,867	20,583	4,166	17,077	21,243	59,693
H34.4	17,298	21,451	4,371	17,859	22,230	60,979

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

年度	H30	H31	H32	H33
妊婦健康診査(年間延べ受診回数)	178,342	179,618	180,968	179,990
放課後児童健全育成事業(月間実利用人数)	6,738	7,167	7,560	8,046
地域子育て支援拠点事業(年間延べ利用人数)	278,283	279,953	281,634	281,634
一時預かり事業(保育所)(年間延べ利用人数)	127,765	135,750	138,944	142,138

7 計画の推進に向けて(第7章)

◎進行管理

- 川崎市子ども・子育て会議において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。
- 進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

◎推進体制

- 庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。